

---

# *Prosperity or peril*

オーストラリア連邦政府予算案  
2017-2018



---

# 目次

1	概要	2
2	住宅関連税制	3
3	金融サービス	6
4	グローバルタックス	7
5	中小企業	9
6	個人所得税	10
7	スーパーアニュエーション（退職年金基金）	13
8	間接税	14
9	その他の税制改正案	16
10	税制改正案の今後	17
	連絡先	20

# 1 概要

## 公表された予算案、信用に足るものか？

2017/18年度連邦政府予算案（以下、「予算案」）におけるスコット・モリソン財務相の重要な目的は信頼を取り戻すことであり、財政の黒字化ではないことが明確である。

近年、予算プロセスは経済的な信頼の大部分を失い、そして政治への不信感が高まる背景から連邦政府は見直しを検討する必要があった。財務相自ら「正直な予算」という表現を使うほど、見直しが求められていた予算案であった。

その為、本予算案は新しい制度、規制および課税、そして重要なインフラ開発の推進と企業支援への拠出を中心に構成されている。

今回の予算案では大手銀行が特にターゲットとされ、上級幹部に対する新しい登録要件や消費者金融サービスの苦情を監督する新しい規制機関、そして財務省が62億ドルの歳入増加を見込む銀行負債に対しての新たな課税制度が発表された。それらすべてが、有権者や無所属議員らにより支持を得る可能性が高いが、経済への影響については慎重に検討する必要がある。金融機関にとって多額のコストとなるメカニズムは将来の投資と経済成長に悪影響を与えると予想される為である。

本予算案では4,600億ドルの歳入を見込んでいるが、財務相は過去の予算案において、財源をどこから捻出するか、どのプログラムを支援するかについて、その検討に十分な時間を費やしていないと認識している。「収益メカニズムを特定の支出プログラムに直接結びつけられる政策」—財務省は歴史的に、こうした制度に柔軟性はなく非効率的であると主張することで非難してきたが、一方で税金や課徴金に限っては、同制度は説明することが容易であるため、本予算案では、メディケア税（国民身体障害者保険制度の財源のため0.5%の増税）と就労ビザに関する新しい課徴金（国民の新たな技能取得のための拠出に備え）を盛り込んだ。

2016/17年度における294億ドルの現金不足が発生した後、2020/21年度までの黒字化が見込まれているが、予算の経済的なシナリオは楽観的である。経済成長は今年度は控えめだが来年は堅調に回復し、その後は健全な3%での推移を見込んでいる。この成長は、その後、連邦所得税収において名目上の高い伸びとなるが、このシナリオはこれまでも発表されており、急激な財政再建から2~3年後に経済成長が見受けられるという予測は最近の予算案に共通している。成長の遅い世界経済はオーストラリア経済に悪影響を及ぼすリスクとなるが、連邦財政収入の増加が財政収支を回復させると予想される。

本予算案の過去との重要な違いのひとつに、これまで上院支援の現実的な見通しのなかった予算節約措置に対し、連邦政府が最終的に取り組んだことである。住宅取得可能性や防衛、インフラ、福祉、税制の健全性を目標とした予算イニシアチブの組み合わせは、議会で棚上げされるような問題にはならず財政の黒字化への道筋を作ることになると思われる。

## 2 住宅関連税制

今年度の予算案に関して事前に予測されたとおり、連邦政府は、オーストラリア（とりわけ東部の州）における住宅取得能力（アフォーダビリティ）に対処するための税制およびスーパーアニュエーションに係る幅広い法案を発表した。

連邦政府の包括的な住宅アフォーダビリティパッケージの一部として、下記の税制およびスーパーアニュエーションに係る法案が発表された。

- 住宅への適格投資に対するオーストラリア居住者のためのキャピタルゲイン税減免の拡充
- 管理投資信託（Managed Investment Trusts, MIT）を通じた住宅投資を促進するための措置
- 居住されていない、または、賃貸可能でない居住用不動産の国外所有者に対する年間チャージの導入
- 国外居住者に対するキャピタルゲイン税制度の変更（グローバルタックスのセクションを参照）
- 外国投資家および一時居住者の主たる住居に係るキャピタルゲイン税の免除規定の廃止
- スーパーアニュエーション基金への将来積立金を、初回住宅の頭金のために引き出すことを認める初回住宅スーパーセーバースキーム（first home super saver scheme）の導入
- 既存の上限超過に係る非優遇抛却として、主たる住宅の売却代金の一部または全額をスーパーアニュエーションへの抛却するため“ダウンサイジング”を容認。
- 居住用賃貸不動産に関するインスペクション、メンテナンス、または、家賃回収に係る旅費交通費の損金不算入
- 居住用不動産の投資家が実際に負担した支出に対する減価償却の損金算入制限

想定されたように、ネガティブギアリング（negative gearing）を制限するための変更は何ら発表されなかった。以下では、主要な税務およびスーパーアニュエーションに関する詳細を記載している。

### 住宅への適格投資に対するキャピタルゲイン税減免の拡充

2018年1月1日以降、オーストラリア居住者である個人納税者は、住宅への適格投資に対して追加で10%のキャピタルゲイン税の減免が付与される。つまり、そのような不動産に投資する個人は、60%のキャピタルゲイン税の減免を受けることができる（既存の50%減免から拡充）。この恩恵は、以下で説明されるようにMITをフロースルーして居住者投資家に帰属する。スーパーアニュエーションに関する3分の1のキャピタルゲイン税減免に変更はない。

連邦政府はこの方針の実施について、さらなる協議を行うことが予想される。また、様々な要件や適格基準を満たす必要があるものと考えられる。

### MITを利用した住宅投資

連邦政府は、2017年7月1日から、MITによる住宅物件取得、建設または再開発を許可することによって、民間セクターや外国投資家による住宅への投資を促進することに努めている。

この提案に関する詳細の多くが明らかでないものの、連邦政府は、住宅の取得、建設または再開発を適格投資事業とすること、また、オーストラリア居住者である投資家のためのフロ

一スルー課税や（これによりキャピタルゲイン税の減免が適用される）、外国の投資家に対して優遇的なMIT源泉税率を導入する税制改正を意図している。

MIT源泉税率の優遇対象となるためには、MITは少なくとも10年間、住宅不動産を保有し、賃貸可能にする必要がある。その要件を満たす場合、当該物件の保有期間が賃貸用の住宅として10年未満の場合であっても、一定の外国投資家は引続き投資収益に対して優遇的な15%の源泉税率の適用が認められるが、不動産の売却から生じるキャピタルゲインに関する分配に対しては30%の源泉税率が適用される。

追加的な規範措置として、現行の税法で認められているその他の適格投資活動から稼得する収益は、MITの所得の最大20%までとされる可能性がある。当該20%基準が課税年度において充足されない場合、外国投資家は、その課税年度の投資収益につき、30%の源泉税が課される。

オーストラリア居住者である個人投資家は、MITを通じて保有している適格資産について、住宅の適格投資に係るキャピタルゲイン税の減免の拡充による恩恵を得ることができる（上記参照）。拡充された減免を適用するためには、15%の源泉税率の恩恵を受けるため外国居住者に要求される10年間に替えて、住宅への適格投資として保有される不動産の保有期間が3年未満であることが必要となる。

連邦政府は、これらの法案及び上記キャピタルゲイン税の減免拡充目的での「適格投資」の住宅としてどのような不動産が適当かを含む、本方針実行のための更なる協議を行うことを表明した。連邦政府は、この政策を推し進めるために、賃貸用に保有する不動産の購入にあたり支払う物品サービス税（GST）の控除を適用できるようにするため、GSTの変更が要求されるかどうかの検討が必要となる可能性がある。

## 遊休住宅不動産の国外所有者に対する年間チャージ

連邦政府は、外国人投資家が居住用不動産を空室、または、毎年少なくとも6ヶ月間の賃貸に供していない場合に適用する「ゴーストハウス税」を発表した。本チャージは、2017年5月9日午後7時30分（オーストラリア東部標準時間）から、居住用不動産に係る外国投資申請を行う外国人に対して毎年課されることとなり、そして、課税額は外国投資家が当該関連不動産を取得した時点において当該関連不動産に課された外国投資申請手数料と同等になる。財務相のスコット・モリソン氏は、予算声明において、この年間チャージは、1物件当たり少なくとも5,000ドルとなることを示した。

この新しい年間チャージが、既存の州ベースの税制にどのように影響するかに関する情報は何ら提供されていない。例えば、ビクトリア州政府は最近、2018年1月1日から、暦年で合計6ヶ月を超えて空室となっている住宅に、空室居住用不動産税（Vacant Residential Property Tax）を課す計画を発表している。

## 海外居住者および一時居住者の主たる住居に関するキャピタルゲイン税免除規定の廃止

連邦政府は、海外居住者および一時居住者がオーストラリアにある不動産を売却する際に、主たる住居であることを理由としたキャピタルゲイン税の免除を廃止する法改正を行う。この措置は、2017年5月9日の午後7時30分（オーストラリア東部標準時）から適用される。しかし、この時点より前に保有されていた物件は、2019年6月30日まで主たる住居としてのキャピタルゲイン税の免除を適用することができる。

## 初回住宅購入者の頭金積立への支援

「ファーストホーム・スーパー・セーバー・スキーム」といわれるように、連邦政府は初回住宅購入者が住宅購入の頭金のため、年金基金から将来の自主的な税引前拠出金（voluntary concessional contributions）および税引後拠出金（non-concessional

contributions) を引出すことができるように法改正を行う。この措置は、2017年7月1日からの開始が見込まれ、初回住宅購入者を支援することを目的としている。

### 高齢者の住宅住み替えに伴うスーパーアニュエーション税引後拠出金上限枠の引き上げ

連邦政府は2018年7月1日から、65歳以上の人が自宅を売却した場合、30万ドルまでをスーパーアニュエーションへ税引後拠出金として拠出することを認める改正を行う。この措置の目的は、退職者が所有する住宅の流通を促し、住宅不足を軽減することにある。

### 居住用賃貸物件に関する旅費交通費の控除否認

2017年7月1日から、投資家は居住用賃貸物件の点検・維持または家賃徴収に関連する旅費交通費の控除を請求することができなくなる。この措置は、賃貸所得を得るすべての納税者(居住者および非居住者ともに)に適用される。不動産業者などの第三者に支払われた不動産管理手数料は、引続き控除可能である。

### 居住用賃貸物件の減価償却の制限

連邦政府は、2017年7月1日から、居住用賃貸物件の設備等(例:給湯システムや食器洗浄機等)に関する減価償却の控除を、投資家が実際に負担した設備のみに制限することを発表した。この変更により、投資家が購入した物件に設備がすでに含まれている場合、それら既存の設備に関する減価償却控除を請求することができなくなる。代替として、そのような既存の設備のコストは、キャピタルゲイン税取得原価に反映される。既存の物件は、引続き現行ルールが適用される。

## 3 金融サービス

### 大手銀行税の導入

連邦政府は、少なくとも1,000億ドル以上の債務（Licenced entity liability）を保有する預金取扱金融機関（Authorised Deposit-taking Institutions: ADIs）に対し、大手銀行税を導入した。

大手銀行税は、適格債務が1,000億ドルを超える主要なオーストラリアの銀行が保有する特定の債務に対し、四半期毎に0.015%の税率で課税される。

課税対象となる債務には、社債、コマーシャルペーパー、譲渡性預金、Tier 2資本商品などが含まれるが、その他のTier 1資本商品、個人預金およびファイナンシャル・クレーム・スキーム（Financial Claims Scheme）により保護された法人やその他のエンティティの預金については、課税対象外となる。ただし、実際の税額計算に関しては、グローバルベースの債務残高にもとづき課税されるのか、それともオーストラリア国内債務のみが課税対象となるのか現時点では明らかでない。また、税額計算の基礎として、財務諸表または税務申告書が利用されるのかについても明らかでない。大手銀行税の影響を十分に理解するためには、明確になっていない多くの詳細項目の発表が待たれる。

なお、大手銀行税は、課税所得計算上損金算入されると考えられているものの、個別に確認する必要がある。

また、本予算案では、2018年6月30日までにオーストラリア消費者競争委員会（the Australian Competition and Consumer Commission）による銀行の住宅ローン関連サービスに関する価格調査を行うとされている。当該調査では、これまで銀行が実施した、または、実施を提案している金利や手数料の変更について、同委員会が銀行に対し説明を求めることを認めている。

上記に関連する税制として、英国の銀行税がある。英国は2011年に銀行税を導入して以来、その税率を数回に渡って引き上げてきたが、最近になって、2021年までの期間に渡り徐々に引き下げることが発表された（銀行税の現在の税率は0.17%であり、2021年までに0.1%まで引き下げられる。また、長期の負債資本レシオに関する銀行税の税率は、これら税率の50%相当となる）。英国においては、銀行税の課税対象となる債務残高の計算は控えめにいって複雑であり、深く広い知見が求められる。オーストラリアの大手銀行税の導入において、間違いなく英国の経験は関連性があり参考になると考えられる。

## 4 グローバルタックス

オーストラリアは、既存の税制においてすでに強力な租税回避防止および規範ルールが導入されているが、継続して多国籍企業による租税回避問題は正へ向けて取り組むため、さらなる規定を導入する。

また、住宅アフォーダビリティパッケージの一環として発表された、非居住者のキャピタルゲイン税制度の改正案も幅広い影響を及ぼすことが考えられる。

### 海外居住者のキャピタルゲイン税 (CGT) 制度の変更

海外居住者のキャピタルゲイン税 (CGT) について、数々のルール変更が発表された。一般的に、海外居住者がキャピタルゲイン税の対象になるのは、課税対象オーストラリア資産 (Taxable Australian Property, TAP) 売却の際のみである。TAPに含まれる資産としては、オーストラリア国内の不動産や、不動産の間接的な所有権などがあげられる。概して、株式または投資信託の持分がTAPに該当するのは、投資家が会社または投資信託の10%以上を保有 (ポートフォリオテスト) し、かつ、当該会社または投資信託が所有するオーストラリア国内の不動産が資産の50%以上を占める (主要資産テスト) 場合である。連邦政府は、「主要資産テスト」が関連企業を包括して適用されるように、2017年5月9日の午後7時30分 (オーストラリア東部標準時間) から、これらのルールを変更することを発表した。

また、2016年7月1日から施行されている海外居住者のキャピタルゲインへの源泉徴収制度の改正案も発表された。現在の制度では、海外居住者がTAPを売却する場合、購入者は購入価格の10%を源泉徴収し、オーストラリア税務当局 (ATO) に納税する必要がある。源泉徴収された税額は、売り手である海外居住者の所得税申告書において税額控除することができる。市場価値が200万ドル未満の不動産取引など、一定の取引は源泉徴収の対象外となっている。

2017年7月1日から、この制度による源泉徴収率が10%から12.5%に引き上げられる。また、源泉徴収が免除される不動産の基準も200万ドル未満から75万ドル未満に引き下げられる。

連邦政府の目的は、海外居住者のオーストラリアでのキャピタルゲイン税の納税義務を回避するリスクを軽減することであるが、この改正案の提案により、想定を大きく超える数の取引が対象になる可能性がある。また、この改正案は、居住者が資産を売却する場合にも影響する。現在の法律では、居住者が源泉徴収の対象となりうる不動産を売却する際に、源泉徴収の免除を受けるため、ATOから居住者証明書を取得する必要がある。不動産に係る現行200万ドルの基準は、住宅取引の大半を対象外にするために設定されていた。しかし、現行の居住者証明書の手続きが継続されるのであれば、提案されている基準額75万ドルへの引き下げは、今後の住宅販売に大きな影響を与えることになる。

### ハイブリッドミスマッチルールの適用

連邦政府は昨年度の予算案にて、ハイブリッドミスマッチ是正へ向けて、経済協力開発機構 (OECD) が推奨するアプローチの大部分を導入することを発表した。2018年1月1日以降または関連法が制定された6ヶ月後のいずれか遅い日からの適用となる。今年度の予算案では導入のタイミングに関する新たな発表はなかった。

本予算案では、連邦政府は、Additional Tier 1 (AT1)として知られる規制資本 (Regulatory Capital) に関連して、以下の方法によってクロスボーダー取引において生じるハイブリッドミスマッチの問題へ取り組むことを発表した。

- オーストラリア国外の国または地域において損金算入可能なAT1からの配当について、フランキングクレジットを利用できなくする。



- **AT1**がオフショアのオペレーションにおいて一切使用されない場合、当該配当がランキングクレジットを使用した配当であるかのようにランキングアカウントを減少させる。

この規定は、**2018年1月1日**または法律が制定されてから**6ヶ月**後のいずれか遅い日以降に支払われる**AT1**に係る配当に適用される。

**2017年5月8日**以前に発行された**AT1**については経過措置が適用され、**2017年5月8日**以降で次のコール・デート（**Call Date**）前に支払われるリターンに対しては上記規定は適用されない。

### 多国籍企業租税回避防止規定

**2016年1月**から適用されている**多国籍企業租税回避防止規定（The Multinational Anti-Avoidance Legislation, MAAL）**は、おおまかにいえば、オーストラリアで課税対象となるのを避けるために行われた一定のアレンジメントに対して課税することを目的としている。もともとは、**30社**ほどの**多国籍企業**に対して適用することを意図していたが、当初の想定よりもより多くの**多国籍企業**に対して適用が検討されている。

本予算案において、連邦政府は**MAAL**の適用範囲を拡大すると発表しており、以下に対しても適用される。

- 非居住者パートナーが存在するパートナーシップが介在する資本構成
- 受託者が非居住者である信託
- 一時的にオーストラリアにおいて管理支配されている外国信託

この規定は、当初の**MAAL**の導入趣旨をより完全なものとするを意図して**2016年1月1日**から適用される。

## 5 中小企業

今年の連邦予算案で特段焦点が当てられたものではないが、中小企業に影響を及ぼすと発表される多くの規定がある。

### 中小企業のキャピタルゲイン税 (CGT) 減免ルールの変更

連邦政府は、中小企業のキャピタルゲイン税減免ルールについて、中小企業が使用する資産および中小企業への投資に限定するため、**2017年7月1日**から制限を加えることを発表した。現在のところ、この改正案に関して限られた情報しか得られていないが、最大純資産価値テスト (**the maximum net asset value test**) および対象となる中小企業の要件の見直しがされると思われる。

### 2万ドル未満の減価償却資産の即時償却制度の延長

連邦政府は、中小企業（合計年間売上が**1,000**万ドル未満の事業者等）に対する**2万ドル**未満の資産に関する即時償却制度の延長を行う。現行法では**2017年6月30日**までこの制度は有効であるが、これを**12ヶ月**延長し、**2018年6月30日**まで適用することができるようになる。

この措置により、即時償却制度の利用期間を延長することで、多くの企業の設備投資増加に向けた大きなインセンティブを与えることとなる。しかし、減価償却資産の即時償却については、法人税のポジションも考慮されるべきである。たとえば、即時償却の結果税務上の欠損金をもたらす場合、キャッシュフロー上の利点はない。

## 6 個人所得税

個人納税者は昨年度予算案において直接税の増税から免れることが出来たが、本予算案の様々な法案はすべての納税者（居住者、非居住者）に影響をもたらすことになる。

2017年6月30日に期限を迎える時限的財政再建税（Temporary Budget Repair Levy）の延長は予定通りないが、連邦政府はメディケア税を2019年7月1日以降、現行の2%から2.5%に引き上げると発表した。

住宅に関しては、オーストラリア人の購入力を高めるため外国人投資家に対する圧力を維持することを発表した。その内いくつかの法案は2017年5月9日より適用となる。

その他、個人所得税率やメディケア税サーチャージなどの変更はなかった。

### 個人所得税率

本予算案では個人所得税率の変更の発表はなかった為、2017/18年度の個人所得税率は現行の2016/17年度から据置きとなる。（下表参照）

表1: 2017-18年度の個人所得税率

課税所得レンジ (単位: 豪ドル)	2017/2018税率 (居住者)	2017/2018税率 (非居住者)
18,200ドル以下	0.0%	32.5%
18,200ドル超 37,000ドル以下	19.0%	32.5%
37,000ドル超 87,000ドル以下	32.5%	32.5%
87,000ドル超 180,000ドル以下	37.0%	37.0%
180,000ドル超	45.0%	45.0%

### 時限的財政再建税の廃止

180,000ドルを超える個人課税所得部分に対し2%の税率で課される時限的財政再建税は、現行の法律では2017年6月30日までとなり、それ以降は廃止される。連邦政府は今年度の予算案にて時限的財政再建税に関する延長を発表しなかった為、2017年7月1日以降のメディケア税を除く最高税率は45%となる。

### メディケア税の引き上げ

連邦政府は、2019年7月1日よりメディケア税を現行の2%から2.5%に引き上げることを発表した。FBT（Fringe Benefits Tax, 経済的利益税）の税率など最高税率にリンクしたその他税率も共に引き上げられる。

尚、2017/18年度中はメディケア税は現行通り課税所得の2%で据置きとなる。

メディケア税が非課税となる低所得者所得基準は、未婚者、既婚者、高齢者および年金受給者全てに対して引き上げられる。2017/18年度の所得基準は、下記の通りである：

- 未婚者の場合、21,655ドル（前年度21,335ドル）
- 既婚者の場合、36,541ドル（前年度36,001ドル）、扶養されている子供や学生についても、一人につき3,356ドルの追加（前年度3,306ドル）
- 未婚高齢者、および年金受給者の場合、34,244ドル（前年度33,738ドル）
- 高齢者および年金受給者の夫婦の場合、合計で47,670ドル（前年度46,966ドル）、扶養されている子供や学生についても、一人につき3,356ドルの追加（前年度3,306ドル）

## 私的健康保険料およびメディケア税追加賦課金（サーチャージ）の取扱い

私的健康保険料割戻率およびメディケア税サーチャージの変更に関する発表はなかったが、私的健康保険料割戻率は毎年4月1日より指数化され変更となる。

2017年4月1日から2018年3月31日まで、適格な私的健康保険に加入していない個人に適用される現在の課税所得に応じた私的健康保険割戻率およびメディケア税サーチャージは以下の通りである。

表2: 私的健康保険料割戻率およびメディケア税サーチャージ（2017年4月1日から2018年3月31日）

		全額受給対象	区分 1	区分 2	区分 3
課税所得 (単位：豪ドル)	未婚者	90,000 ドル以下	90,000 ドル超 105,000 ドル以下	105,000 ドル超 140,000 ドル以下	140,000 ドル超
	既婚者	180,000 ドル以下	180,000 ドル超 210,000 ドル以下	210,000 ドル超 280,000 ドル以下	280,000 ドル超
割戻し率	65歳未満	25.934%	17.289%	8.644%	0%
	65歳以上 69歳以下	30.256%	21.612%	12.966%	0%
	70歳以上	34.579%	25.934%	17.289%	0%
	メディケア税 サーチャージ	全年齢対象	0.00%	1.00%	1.25%

注釈：子供を扶養している既婚者の場合、子供2人目より対象となる課税所得額が子供1人あたり1,500ドル増加する。

## 住宅関連政策

連邦政府はオーストラリア人の住宅購入力に対する圧力を下げるための発表を行った。

キャピタルゲイン税に関して様々な法案が、海外居住者に対して影響を及ぼす。具体的には以下の通りとなる。

- 2017年5月9日午後7時30分（オーストラリア東部標準時）以降、海外居住者および一時居住者のオーストラリア国内居住用不動産に対するキャピタルゲイン税免除規定を廃止。ただし、既存の不動産に関しては対象外とする。
- 2017年7月1日以降、海外居住者による居住用不動産販売時の源泉税率を現行の10%から12.5%への引上げ。
- 2017年7月1日以降、海外居住者による居住用不動産販売時の源泉税率の基準を現行の200万ドルから75万ドルへの引下げ。
- 空室物件を所有している外国人(空室、または、毎年少なくとも6ヶ月間の賃貸に供していない)に対して新たなチャージを課す。2017年5月9日午後7時30分（オーストラリア東部標準時間）以降、居住用不動産の外国投資申請をした外国人に適用する。

さらには、連邦政府はオーストラリア居住の個人納税者で住宅の適格投資をする個人に対するキャピタルゲイン税の減免も増加させる。**2018年1月1日**以降、当該投資者は**60%**の減免を受けることが可能となる。

その他詳細や住宅に影響する其他法案に関しては、住宅関連税制のセクションを参照。

## 7 スーパーアニュエーション (退職年金基金)

昨年(2016)の連邦予算案では2017年7月1日から適用される多くの改正が発表されたが、今年(2017)の連邦予算案におけるスーパーアニュエーションの変更は限定されたものとなっている。

### スーパーアニュエーションと住宅の取得能力

次の2つのスーパーアニュエーションに関する改正が、住宅アフォーダビリティパッケージの一部として導入される。

- 2017年7月1日以降、初回住宅購入者によるスーパーアニュエーション基金へ自主的な税引前拠出金 (**voluntary concessional contributions**) および税引後拠出金 (**non-concessional contributions**) は、関連するみなし収益とともに初回住宅購入のための頭金として引き出すことができる可能性がある。
- 2018年7月1日以降、65歳以上の人は自宅の売却代金から最大30万ドルの税引後拠出が可能となる。当該税引後拠出は、年齢や職業テストの対象にはならず、既存の拠出ルールに基づきその他の自主的な拠出に追加される。

詳細については、住宅関連税制のセクションを参照。

### 規範措置

2016/17年のスーパーアニュエーション改革パッケージが意図した通りに機能することを保証するための追加的な規範措置も発表されている。

### スーパーアニュエーションの統合に対する税制優遇措置の拡大

連邦政府は、スーパーアニュエーションを統合するための既存の損失と資産のロールオーバーに関する2020年7月1日までの税制優遇措置の延長を発表した。この措置は、現在統合プロセス中または統合を検討しているスーパーアニュエーションによって広く歓迎されることが想定される。現在の税制優遇措置は、2011年10月1日以降適用されているが(これは2008年までの優遇措置の延長であったが)、2017年7月1日に失効することとされている。

## 8 間接税

### 物品およびサービス税

#### 不動産取引における物品およびサービス税（GST）の規範の向上

連邦政府は、税務規範パッケージの一環として、不動産取引に関するGSTの規範を改善する。2018年7月1日以降、新たに建設された居住用不動産または新しい分譲地の購入者は、代金決済の一環としてオーストラリア税務当局（ATO）に直接GSTを支払う必要がある。GST納税義務の主体者を変更するこの措置により、ATOのGST徴収方法が大幅に変更されることとなる。

#### デジタル通貨の二重課税の排除

連邦政府はビットコインに代表されるデジタル通貨の二重課税を排除するための取組みを公表した。2017年7月1日から、デジタル通貨に関するGSTの取り扱い、現実通貨の取り扱いと同様となり、デジタル通貨の購入はGSTの課税対象として取り扱われなくなる。

#### 州および特別地域へのGST配賦

連邦予算案の公表に先立ち、財務省は生産性委員会（the Productivity Commission）にオーストラリアの水平型財政均等化（HFE）システムが経済へ与える影響の調査を実施するよう依頼した。同システムはGSTによる税収を各州や特別地域等へ配賦する基盤となっている。

パブリックコンサルテーション期間を経て、2018年1月31日までに生産性委員会から連邦政府へ報告が行われる予定である。

### その他の重要な間接税の規定

#### たばこ税

連邦政府は、手巻きたばこと他の製造たばこ製品が税制上同等の取り扱いとなるように調整を行う。当該調整は、2017年から2020年までの4年間で段階的に行われ、先に制定されたたばこ税の増税（毎年9月1日に増税）とタイミングを合わせる予定である。

#### ハイテク関連製造業のための関税優遇措置

ハイテク関連製造業を支援する各種措置の一環として、自動車製造業者が試作車やサービス業者に提供する部品を輸入する際にも、関税優遇措置が適用されることとなった。これら商品の輸入にこの優遇措置を適用する際は、試作品に関する適格基準を満たしているかを慎重に検討する必要がある。

#### テクノロジーの推進

連邦政府は、複数の機関にまたがる情報の重複を制限するため、統一されたデータ入力窓口を作るためのテクノロジーに多額の投資を行う方針を明確にした。

貿易に限らず、その他政府情報も含めて統一された情報窓口設立へのニーズを反映し、デジタル化推進への明確な兆しが今回の連邦予算案に見受けられる。デジタル化により、ビジネスの効率性を向上させると同時に、データ分析およびリスク管理の機会の増加も見込まれる。業界は政府と連携して、政府がビジネスニーズを理解し、その政策実施に反映されるよう働きかけることが重要である。

### 食品の安全性および保証の強化

いくつかの提案の中で、オーストラリアを代表する数社の企業について、サプライチェーンの規範と原材料からの品質管理を管理監督することの必要性が強調されている。それらの提案には、輸入を水際で阻止できるよう連邦政府の権限を拡大することや、生きた家畜を輸出する際の国内及び国際基準に基づくトレーサビリティを強化するために畜産業に求められる特定の要件などが含まれる。



## 9 その他の税制改正案

### 経済的利益税 (Fringe Benefits Tax, FBT) 税率の上昇

個人所得税のセクションに記載のとおり、**2019年7月1日**以降メディケア税の税率が**2.5%**に上昇することによって、メディケア税を含む個人所得税の最高税率が上昇することとなる。これと平仄を合わせるため、**FBT**の税率も上昇する。

結果として、**FBT**の税率は**47.5%**になると想定される。本予算案では**FBT**の税率変更のタイミングについては触れられていないが、(最も遅くて) **2020年4月1日**から開始する**FBT**の課税年度から適用されると考えられる。また、経済的利益の課税対象金額を計算するためのグロスアップ率も同様に上昇すると考えられる。

### 組織的な税犯罪の撲滅

**2,820**万ドルの追加資金が組織犯罪撲滅のためオーストラリア税務当局 (ATO) に提供される。詳細は明らかでないが、これは昨年連邦予算案で発表された税犯罪と脱税に対抗するため省庁間で連携する措置の延長線上にあるものと思われる。

### ブラックエコノミー特別委員会からの勧告

**2016年12月**に設置されたブラックエコノミー特別委員会からの中間報告が連邦予算案の一部として発表された。当該中間報告における**3つ**の勧告は連邦政府によりただちに実行すべきアクションとして承認されており、**2017/18**年度連邦予算案において発表された。

- 課税支払報告システムは、**2018年7月1日**から宅配業者および清掃業に拡張され、**2019年8月**までに第**1**回年次報告書が提出されることが要求される。
- 無申告、所得の申告もれおよび雇用主の義務の未払いを含むブラックエコノミーリスクを対象とした追加資金の**1**年間分として、**ATO**に対して**3,200**万ドルが提供される。
- 電子**POS**から履歴を削除するテクノロジーとソフトウェアの使用、製造、または配布が禁止される。

## 10 税制改正案の今後

本予算案にて発表されたスーパーアニュエーションを含めた税制改正案に関する解説の締め括りとして、オーストラリアの税制改革の現状、そして、これまでに発表された税制改正案の現在の状況を下記の表にまとめた。

まず、これまでオーストラリア国内では過去10年以上にわたり、両政党からの同意に至らなかった大規模な税制改革への試みが幾度となく行われてきたが、連邦政府は必要とされている幅広い税制改革の代わりに、多国籍企業への規範強化や法人税減税といった個別の分野における税制改正に焦点を絞っているように見受けられる。

オーストラリアにおける大規模な税制改革の実現は現時点では非常に困難かもしれないが、オーストラリアの今後の成長と繁栄に導けるような税制の構築を図り続けることが重要である。

本予算案に発表された多くの歳入措置は限定的であり根本的な構造問題に取り組んでいないことから、オーストラリアは国家として現在の税制が中長期的に維持可能性かどうか考える必要がある。

### 法人税率の引き下げ

今年4月に発表された米国トランプ政権による法人税率の15%への減税を含む税制改革の指針に続き、オーストラリア連邦政府は、今年の予算案にて発表した今後10年にわたり、すべての会社の法人税率を25%へ引き下げる方針を改めて確認した。

連邦政府によるすべての会社に対する法人税の減税案は、最近議会を通過した合計売上高5,000万ドル未満の事業者に対する段階的な法人税引き下げの実績の下に構築されている。

小規模事業者に対する法人税減税は、税制改革が正しい方向へ進む一歩ではあるが、最大の経済的利益はすべての規模の会社の法人税引き下げが実現できた時に得られる。オーストラリアは外国投資の誘致目的ばかりでなく、経済成長と投資を促進し、実質賃金の改善を推進する為にも減税を必要としている。グローバルベースの租税競争は現実になっており、法人税率の引き下げは、国際的投資を誘致するための基本的課題となっており、他国の動きに沿ってオーストラリアも法人税率の引き下げを行うことが重要である。

現政権によるすべての会社への法人税引き下げの実現可否は時間のみが知る所である。

### その他の税制改正案の状況

連邦政府は本予算案の発表前から、以下の重要課題については今回の予算案発表に含まないとしていた。

- 石油資源使用税（PRRT）の改正
- ステープル型ストラクチャーの税務上の取扱い

また、イノベーション・オーストラリア議長のビル・フェリス、オーストラリア主任研究員アラン・フィンケル、財務長官ジョン・フレイザーにより昨年行われた研究開発費への税優遇措置レビューに対する連邦政府からの返答はまだ発表されていない。当該レビューは同優遇措置の効果と規範性を改善し、同優遇措置による研究開発への追加投資の実現、また現行の優遇措置が税優遇措置が必要なエリアをターゲットにできているか等様々な検討をしている。

昨年発表された多くの税制改正案において、連邦政府は幾つか良い進歩をしているが、一方で、依然これから審議や議会提出が必要となる改正案も未だに残っている。2013年に「オーストラリアの税制の規範性の改善」の一環として連邦政府が行ったレビューによると、法改正の発表はされたが、法律化されていない改正案の数は大幅に増加している。これらの税

制改革法の審議を進める為、財務省と議会法制局への追加資金割り当てを本予算案で発表したことは評価に値する。

表 3: 国会に提出されていない公表済みの主な政策

政策	現状
連結納税制度に関する修正事項	連結納税制度に関する修正案に関しては、配賦可能原価(ACA)の設定における控除可能債務の取扱いを含め、いくつかの未了事項がある。これらの修正案は、長期間未了となっており、これらのうちいくつかの事項に関しては、金融アレンジメントに関する課税制度 (TOFA)の開始日(多くの場合、2010年7月1日以降に開始する事業年度)、または、2013年5月14日以降に開始したアレンジメントにまで遡って適用されることとなっている。控除可能債務に関する修正案は、2016年7月1日から適用と提案されている。
金融アレンジメントに関する課税制度 (TOFA)に関する改正	TOFAルールに関する主な改正は、TOFAのスキームの削減、コンプライアンスコストの軽減およびTOFAの枠組みの再構築を通じたTOFAルールの明確化を意図したものとなっている。この簡素化された新たなルールは、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されると提案されている。
アンチハイブリッドルールの適用	連邦政府は、税務委員会が連邦政府への報告書の中で推奨していることも踏まえ、OECDにより検討されたアンチハイブリッドルール(軽微な修正も含む)の導入することを求めている。アンチハイブリッドルールは、2018年1月1日と法律の制定日の6ヶ月後のいずれか遅い日以降に行われる支払いに対して適用することが提案されている。これに関しては、2017/18連邦予算案の中で公表された追加政策によって、規制資本(regulatory capital)に適用される旨が補足されている。(グローバルタックス参照)
既存の負債・資本ルールの規範措置の変更	連邦政府は、負債および資本に関する税務上の取扱いに関するルール(Debt / Equity Rule)の向上のために、税務委員会が推奨するアプローチを導入するための法案を公表した。この新しいルールが制定された場合、既存の関連スキームルール(related scheme rules)は置き換えられ、また、the equity override integrity provisionは廃止されることとなる。本新ルールは法令の開始日(特段に宣言された適用開始日、または、特段に宣言された適用開始日がない場合は、勅許日の6ヶ月後)以降に締結される取引に関して適用される。
アセットバックファイナンスの利用のための障壁の排除	2018年7月1日から、アセットバックファイナンスアレンジメント(繰延払いアレンジメントや、Hire Purchaseアレンジメントなど、資産によってサポートされる金融アレンジメント)を利用するための主な障壁が取り除かれることとなる。
私有企業のみなし配当	2018年7月1日から、私有企業のみなし配当ルール(Division 7A of the Income Tax Assessment Act 1936)に係る運営管理が、Division 7Aの総合的な健全性と政策意図は維持しながらも、明確化とコンプライアンスの負担を軽減するために改正される。
ワイン平衡税	連邦政府は、ワイン平衡税の修正に関する法案を公表した。これらの修正は、2018年7月1日からのワイン平衡税のリベートキャップの引き下げと、適用基準の引き締め等の規範措置を含んでいる。

政策	現状
新しい集団投資ビークル(CIV)	Asia Region Funds Passportの開始に合わせて、連邦政府は、税務上フロースルーステータスを有する二つのタイプのCIV、すなわち法人CIV とリミテッド パートナースhipCIVを導入する予定である。法人CIVについては、2017年1月1日以降に開始する事業年度から、リミテッド パートナースhipCIVについては、その1年後から導入されることが提案されている。
CIVに係る非居住者の源泉税	連邦政府は、昨年、2016/17年度において、CIVに係る非居住者の源泉税について検討することを示した。コンサルテーションペーパーが2016年11月に公表されている。
税務に関する内部告発者の保護	2018年7月1日から、ATOに対して租税回避行為やその他の税務イシューについて開示した個人（従業員、前従業員やアドバイザーを含む）をより保護するための新たな政策が導入されることとなっている。
アグレッシブな税務アレンジメントの開示義務	2016年5月、連邦政府は、オーストラリアにおけるアグレッシブな税務アレンジメントに関して、OECDの開示義務を採用することについての経済界を含むコミュニティの考えを募るためのコンサルテーションペーパーを公表した。おおまかにいえば、これらは、税務アドバイザーや納税者に対して、法人所得税の規範を弱めることとなる可能性があるアグレッシブなアレンジメントに関するタイムリーな情報を、ATOに対して早期（基本的には申告書の提出前）に開示することを要求するものである。
増資により実施される適格配当の防止	適格配当が、新株発行を伴う直接的または間接的な増資によって会社の通常の配当サイクル外（又は追加）で行なわれるのを防止するため、特定の政策が導入されることとなっている。この政策は、2016年12月19日の午後12時（オーストラリア東部夏時間）以降に行われる配当に対して適用される。
税の透明性の向上	2017年7月1日から、納税者が未納の税金債務の処理のための連携をATOと実質的に出来ていない場合に、ATOが、一定の税金債務を、credit reporting bureausに開示することが許可される。本制度は、初期的には、ABN登録事業者のうち、1万ドル以上の税金債務を90日以上滞納している事業者に適用されることとなる。

# 連絡先

**PwC**は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、**M&A**アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大規模のプロフェッショナルサービス組織です。

**PwC Australia Japan Service Desk**は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人プロフェッショナルを中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関する深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面における業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人プロフェッショナルによる業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様にも最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

また、**PwC Japan** グループと緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及び豪州の双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築しております。

## Japan Service Desk メンバー連絡先

### Jason Hayes

パートナー/JSD責任者  
+61 (2) 8266 5208  
jason.hayes@pwc.com

### Brisbane

寺崎 信裕 | 税務  
マネージャー  
+61 (7) 3257 8240  
nobu.terasaki@pwc.com

吉村 翔 | ディールズ  
マネージャー  
+61 (7) 3257 5474  
sho.a.yoshimura@pwc.com

### Melbourne

神山 雅央 | 税務、人事・労務  
ディレクター  
+61 (3) 8603 4383  
masao.kamiyama@pwc.com

加藤 靖之 | ディールズ  
ディレクター  
+61 (3) 8603 0947  
yasuyuki.a.kato@pwc.com

屋敷 信彦 | コンサルティング  
ディレクター  
+61 (3) 8603 0395  
nobuhiko.a.yashiki@pwc.com

川井 俊亮 | 税務  
マネージャー  
+61 (3) 8603 2224  
shunsuke.a.kawai@pwc.com

湯口 浩美 | 税務、人事・労務  
マネージャー  
(PwCロンドン出向中)

小島 真未 | 税務、人事・労務  
シニアコンサルタント  
+61 (3) 8603 0794  
mami.a.kojima@pwc.com

濃添 博紀 | 税務、人事・労務  
コンサルタント  
+61 (3) 8603 1533  
hiroki.nozoe@pwc.com

高橋 優忠 | アシュアランス  
アカウント  
+61 (3) 8603 1407  
yuta.j.takahashi@pwc.com

菅原 音彌  
ビジネスアシスタント  
+61 (3) 8603 5363  
otone.sugawara@pwc.com

### Perth

増田 高志 | アシュアランス  
マネージャー  
+61 (8) 9238 3190  
takashi.a.masuda@pwc.com

神山 雅央 | 税務、人事・労務  
ディレクター (兼任)  
+61 (3) 8603 4383  
masao.kamiyama@pwc.com

川井 俊亮 | 税務  
マネージャー (兼任)  
+61 (3) 8603 2224  
shunsuke.a.kawai@pwc.com

### Sydney

田中 直人 | 税務  
プリンシパル  
+61 (2) 8266 7348  
naoto.tanaka@pwc.com

会川 徹 | ディールズ  
ディレクター  
+61 (2) 8266 0462  
toru.a.aikawa@pwc.com

江川 竜平 | アシュアランス  
マネージャー  
+61 (2) 8266 0231  
ryohei.a.ekawa@pwc.com

藤田 諒 | 税務  
マネージャー  
+61 (2) 8266 3994  
ryo.a.fujita@pwc.com

田村 りか | 税務、人事・労務  
マネージャー  
+61 (2) 8266 1639  
rika.tamura@pwc.com

神林 徹 | アシュアランス  
シニアアカウント  
+61 (2) 8266 4635  
toru.a.kambayashi@pwc.com

細田 友貴子 | アシュアランス  
シニアアカウント  
+61 (2) 8266 3153  
yukiko.a.yosoda@pwc.com

福井 一生 | アシュアランス  
アカウント  
+61 (2) 8266 5541  
hito.fukui@pwc.com

藤田 聡子  
ビジネスアシスタント  
+61 (2) 8266 2874  
satoko.fujita@pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、**PricewaterhouseCoopers**、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2017 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PwC refers to the Australia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

127046916